

学司労発 56 号
2024 年 8 月 26 日

豊中市教育委員会
教育長 岩元義継 様

自治労豊中市学校司書労働組合
執行委員長 植林 敦子

2024 年度要求書

平素より、学校図書館の運営ならびに、学校司書の労働条件についてご配慮いただきありがとうございます。私たち豊中市学校司書労働組合員は、教育の中で機能する学校図書館の実現に向けて日々努力と研鑽を続けております。その中で私たちは学校図書館の職員は、専任・専門・正規であるべきだと考えています。尽力に見合う待遇なしには、未来へ学校図書館をつないでいくことは困難です。つきましては、下記のとおり申し入れをしますので、文書で誠意ある回答をお願い致します。

記

- 学校司書の労働条件については、労使慣行を尊重し、事前に協議ならびに合意の上、実施すること。
- 学校司書の労働条件として、同一価値労働・同一賃金の観点から、常勤職員との均等待遇を早期に実現すること。また、手当の均等待遇として、住宅手当、一年ごとの給与の再格付けなど学校司書の給与を改善すること。
- 学校司書が継続して働くよう、早急に任期の定めのない短時間勤務職員制度を創設すること。
- 再雇用制度について
 - 学校司書の任用年齢について、年金支給時期や欠員の観点より早期に 65 歳までとすること。
 - 学校司書の再雇用制度の創設について協議を実施すること。
- 小中一貫校と大規模校の学校司書の複数配置については、業務量に応じて複数配置とするなど、労働条件の維持向上に努めること。
- 地域館の変更など、業務に影響することについては事前に協議ならびに合意の上、実施すること。
- 職務上で必要性のある会議・業務などについては、校長・読書振興課長の判断のもと、時間外勤務命令を行うこと。
- 学校司書の専門性向上のため、研修機会を増やすことができるよう、勤務上の配慮をすること。
- 学校司書が安心して休暇等を取得することができるよう、欠員等に対する確実な代替職員の配慮など必要な措置を講じること。

10. 学校図書館の児童・生徒、教職員へのサービス維持のため、短時間勤務職員の欠員は、短時間勤務職員で補充すること。
11. 学校図書館のサービス維持・向上に必要な勤務時間について、継続して話し合っていくこと。
12. 時間外相当の賃金を反映させた給与について、継続して話し合っていくこと。
13. 市内全ての学校図書館が同じサービスを提供するため、必要な設備・物品を購入する予算を確保すること。

以上